

**15 : 15~15 : 30 「Ⅰ. 生活向上 A」(15 分)**

先に県教委に回答を言わせることを提案  
→こちらでリードするためにもやめる

## (2) 上位制限撤廃

人事課は前向きと聞いているが、地公労の課題。

## (3) 2 級格付

任用形態が違うこと。正規職員とは選考（能力実証）の方法が異なること、臨時的な任用であることから 1 級になっている。給与規則の「初任給基準表」の中で講師は 1 級とされている。昇格についても、「級別資格基準表」で講師が昇格する場合は別に定められ、「期限の定めのない常勤講師」とされているのでできない。

（昨年のお返答の中で、職務の内容が違うからと言ったのは、その前提として能力実証や職務内容などを含めて 1 級としていると言ったので、一部分だけを切り取らないで欲しい）

## (4) 非常勤の単価

他県や義務と比べても高いので困難。

## (5) 再任用の賃金、手当

地公労の担当の人事課には要求が届いていることや内容は伝えている。そもそも手当は国と同じ制度で、生活関連の支給はないとしているので困難。（単身赴任手当は支給できるようになったが）

**15 : 45~16 : 05 「Ⅱ. 人事・労働条件・権利確立」(20 分)**

## (1) 定数増、臨時的任用の解消

任用の厳格化に努めており、規則に則って任用している。採用人数の決定時には、早期退職人数が読めない。生徒減に伴う教職員定数の減などを見込んで採用数を決めているが、一定の欠員補充は必要になってくる。

【4/1 現在の欠員補充 127 名】

## (2) ②任用に切り替え時の給与支給額やシステム解除の不利益

一般的には減多にない。出産日の遅れなどによりシステムのインプット期限に間に合わないことがありうる。極力起こらないようにしたい。

## ③非常勤の対象業務の周知

定められた 5 項目で他に代わる人が居ない場合に限られている。

## ④非常勤の労働実態を把握すること

**16 : 05~16 : 20 「Ⅲ. 民主教育・教育条件整備」(15 分)**

## (4) 教員免許更新

国の動向を知っているが、法律に基づいて行うしかできない。

## (9) 非常勤のパソコンなど

10 月中に 370 台ちょっとを確保したが、電源など完全に揃っている物は 370 を割る台数だったので、全員に一台ずつは困難だが、不足分は予算要求をする方向。配備スケジュールは、現在回収と配送の業者を選定している段階。

**16 : 20~16 : 35 「Ⅳ. 採用選考」(15 分)**

## (4) 少人数教科の採用

課題として認識しているが、状況を見て判断していきたい

## (5) 申し込み資格欄の表記

これまでの「有すること」から「望ましい」へと変えた

## (6) 講師経験の適正評価

研究はしているが、内容については個人に関わることなので表には出せない

**16 : 35~17 : 00 「Ⅴ. 再任用」(25 分)**

## (3) 定年延長制度について

制度設計前のコメントは控えたい